

【別紙1 公用】

港北戸第494号
令和5年6月13日
港北区長

住民基本台帳の一部の写しの閲覧に係る利用概要等の公表について

住民基本台帳法（昭和42年7月25日法律第81号）第11条第3項の規定により、次のとおり住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況（犯罪捜査等のための請求に係るものを除く。）について公表いたします。

閲覧年月日	国又は地方公共団体の名称	閲覧に係る住民の範囲	請求事由の概要
令和4年6月6～8日	自衛隊神奈川地方協力本部	港北区全域	陸上自衛隊高等工科学学校生徒募集事務